

未給水区域において井戸水等を飲用されている皆さんへ

綾部市では、令和5年度から飲用井戸等の使用者が水質検査を実施する検査費用の一部を補助します。

飲用井戸等の衛生を確保するため、「飲用井戸等衛生対策要領」では、飲用井戸等については、1年以内ごとに1回の水質検査を行うことが望ましいとされています。安心して井戸水等を飲むためにも、定期的に水質検査を行うよう努めてください。

飲用井戸等水質検査費補助金について

◆補助対象地域

上水道の未給水区域（長野、志古田を除く奥上林地域）

◆補助対象者

- ・未給水区域に居住し、又は居住しようとする人のうち、単独又は共同利用により飲用井戸等を所有し、若しくは使用しているもの。
- ・未給水区域の自治会の集会所等の飲用井戸等を所有し、若しくは借り受けて使用しているもの。

◆水質検査の依頼先について

水質検査を依頼する場合には、水道法に規定する厚生労働大臣の登録を受けた検査機関に問い合わせてください。

◆補助金の額

対象経費の3分の2 上限 10,000 円

※ただし、同一年度内に飲用井戸等 1 か所につき 1 回に限ります。

《定期の水質検査の項目》

- ・一般細菌
- ・大腸菌
- ・亜硝酸態窒素
- ・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- ・塩化物イオン
- ・有機物（全有機炭素（TOC）の量）
- ・pH 値
- ・味
- ・臭気
- ・色度
- ・濁度
- ・その他水質基準項目のうち井戸の水質検査結果などから判断して必要となる項目

飲用井戸等水質検査費補助金交付手続きの流れ

①補助金交付申請書（様式第1号）の提出【申請者→市】

《添付書類》

- ・水質検査機関が交付する水質検査結果
- ・領収書（写し）

②補助金交付決定通知書（様式第2号）を送付【市→申請者】

③補助金請求書（様式第3号）の提出【申請者→市】

④補助金振り込み（請求書受理後、30日以内）